

令和6年 北秋田市農業委員会 第12回総会

1. 開催日時 令和6年12月16日（月） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階講堂

3. 出席委員（35名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人
8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正
11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子
14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳
17番 武田 響一	18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延
20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	34番 金 俊英
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（1名）

4番 鈴木 豊

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第25号	会務報告
第 2	報告第26号	専決処分の報告
第 3	報告第27号	農地所有適格法人の状況について
第 4	議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第49号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第50号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

30番 土濃塚 謙一郎 3番 宮 腰 文 義

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和6年 北秋田市農業委員会第12回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。4番 鈴木 豊 委員の1名となっております。 委員総数36名中、35名の出席であり、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 30番 土濃塚謙一郎 委員、3番 宮腰 文義 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第25号「会務報告」を事務局よりお願いします。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。 それでは、議案書の2ページをお開きください。報告第25号 令和6年11月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。 はじめに、11月2日 鹿角市・コモッセにて開催された秋田県農業委

員会大会に委員 19 名と事務局 2 名が参加しました。

5 日 北秋田市民ふれあいプラコムコムにて開催された秋田県農業委員会女性協議会地区別研修会（県北ブロック）に女性委員 5 名と菊地副主幹が参加しました。また長岐会長が出席し来賓あいさつを述べました。

5 日 第 11 回総会に係る調査を市役所第 2 庁舎会議室にて実施しました。

12 日 秋田市にて開催された秋田県農林水産フォーラムに簾内副主幹が参加しました。

15 日 市役所本庁において第 11 回総会を開催しました。

19 日 秋田市にて開催された地域計画策定全県研修会に簾内副主幹が参加しました。

22 日 秋田市にて開催された第 104 回常設審議委員会に疋田主査が出席しました。

25 日 午前坊沢公民館において西部地区、午後は北秋田市交流センターにおいて栄・鷹巣地区の第 2 回地域計画協議がそれぞれ開催され委員および事務局が出席しております。

26 日 合川公民館において第 2 回合川地区地域計画協議が開催され委員および事務局が出席しております。

27 日から 28 日にかけて、東京都内において農業者年金加入推進セミナー、県選出国會議員要請集会、ならびに全国農業委員会会長代表者集会が開催され、それぞれ長岐会長と事務局長が参加しております。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

続いて各種研修の参加報告です。先ほどの会務報告にもありました「秋田県農業委員会女性協議会の令和 6 年度地区別研修会」に委員 5 名が参加しております。代表して議席番号 23 番 佐藤利子 委員より報告をお願いします。

23 番

23 番佐藤です。

11 月 5 日北秋田市民ふれあいプラザコムコムにて開催された秋田県農業委員会女性協議会地区別研修会に女性委員 5 名で参加してまいりました。当日は秋田県農業会議事務局次長、県女性協議会加藤会長および副会長、各市町村の事務局職員、当委員会の長岐会長も参加してくださいま

した。当日の資料を今日の資料１として配付しております。

午前は女性協加藤会長からの講話で、そもそも女性協活動ってなんだろうという内容で、これまでの経緯と様々な要請活動の結果などについてお話がありました。資料１に記載のとおり、県内で女性農業委員がいない農業委員会がゼロとなったこと、そして加藤会長の持論でもあります「いつまでも女性という冠がつくのかどうか」というお話でした。

午後の２班に分かれてのグループディスカッションでは、事務局職員も加わって活発な意見交換がなされました。一部内容を紹介します。「女性と付けること自体が女性を特別視しているようで違和感を覚えてしまう」「女性と付けるんだったら男性協議会も作らなければいけないことになるのではないか」「本当に男女共同参画社会なんだたら区別無くあるべきだ」「高齢化、人口減少の秋田県だからこそ次世代につなぐ研修をしてほしい」といった意見が出されました。

また加藤会長からは「女性協議会の目的でもある活力ある農業、農村の振興に寄与するためにも自分の不得意とする分野の研修内容を要望してほしい」「来年度はスキルアップのための講習会としてフリーアナウンサーから話し方、作法などを学んではどうか」「研修は行って終わりではなく戻ったら報告をして実りある研修としてください」という発言がありました。

最後は、今年の会議で聞いた会長のお話のなかでのガンジーの言葉ですが「明日死ぬかのように今日を生きなさい。永遠に生きるように学びなさい」という言葉を皆さん心に刻んで帰りました。以上報告いたします。

議 長

佐藤委員ありがとうございました。

つづいて、去る１１月２７日から２８日にかけて東京都内で開催されました農業者年金加入推進セミナー、県選出国會議員要請集会、並びに全国農業委員会会長代表者集会に当職が事務局長とともに出席してまいりましたので、その概要を報告いたします。

これらの会議は例年開催されているもので、県北地区会長会の会員である９市町村の会長と事務局職員、あわせて１４名で参加してまいりました。

２７日に空路上京し、午後から銀座ブロッサムにて開催された「農業者年金加入推進セミナー」に参加し、「農業者年金制度と加入推進」と題した農業者年金基金の黒田理事長からの講義や、大分県豊後大野市農業委員会の加入推進に関する活動の取り組みについての報告などを３時間に

わたり聴講しました。

そして同日夜は、東京グリーンパレスにおいて開催された「農業委員大会決議事項に関する県選出国會議員要請集会」に出席しました。集会には、10月の総選挙で選出された6名の衆議院議員および参議院議員の代理の秘書1名が出席し、去る11月2日に開催された秋田県農業委員会大会において決議された政策提案事項をとりまとめた要請書の内容を要請してまいりました。その後懇談に移りましたが、当日は、くしくも私たちの会場の隣の部屋で県農業共済組合主催の集会も開催されていたようで、国會議員の先生方は駆け足で行ったり来たりで慌ただしい雰囲気の中での懇談でありました。

翌28日は文京シビックホールにて開催された「全国農業委員会会長代表者集会」に参加しました。今年は全国農業会議所の創立70周年に当たることから、その記念式典とあわせての開催となり、各種記念表彰もなされました。そのなかで秋田県農業会議の前会長である二田孝治氏に対して農林水産大臣感謝状が贈呈されました。その後基調講演がなされ、新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度農業関係予算に関する要請決議ほか2件の申し合わせ決議が採択され、最後はガンバロー三唱で集会が閉じられました。

今回それぞれの会議に出席させていただき、心新たに北秋田市の農業、農地を守るべく農業委員としての活動を日々邁進しなければならないという思いを再確認して帰ってまいりました。以上で報告を終わります。

次に報告第26号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第26号「令和6年11月分 専決処分の報告」です。

表の10月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が12件、(3) 非農地通知が6件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が21件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が18件、合計59件の処理を実施しました。めくって4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下申請番号12番までの計60筆、145,320 m²について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに(3)非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以下7ページの申請番号6番まで、合計23筆、面積14,712.61 m²です。

つぎに8ページをお願いします。

(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、13ページの申請番号21番まで、合計121筆、面積153,908 m²です。

つぎに(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、17ページの申請番号31番まで、合計85筆、面積160,894 m²です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

報告第26号について事務局から説明がありましたが、(3)非農地通知の案件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号1番 櫻井 豊 委員からお願いいたします。

1番

1番の櫻井です。番号1番から6番を報告させていただきます。

調査日は12月6日、調査員は5番の 佐藤邦久 委員、7番の 長崎 委員、8番の 堀部 委員、と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計7名で、市役所第2庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号1番と2番の、元町、鷹巣字西屋敷、北家後の農地は、北秋田市の地籍調査事業で照会があったものでした。場所は鷹巣陸橋の下で北秋田市が行っている道路工事による残地と、そこから線路を挟んだ向かいの建物の裏側と線路の間にある6 m²ほどの隙間でした。事前に事務局が確認しに行ったところ、雑草やススキがはえている状況で、市街地の開発によって小さく分断され、耕作を継続するのが困難と判断しました。

番号3番の、坊沢字桐木沢の農地は、国道7号線から黒沢地区へ向かう道路から、奥に見える杉林にそって一段低い場所にある農地でした。申請地は土壌がぬかるんで、カヤや柳などが生い茂り森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

番号４番の、阿仁戸鳥内字小倉岱の農地は、内陸線の奥阿仁駅から道路沿いに５００ｍほど行ったところで道を右折してすぐ、右側にある法面の下に見える農地でした。申請地は土壌がぬかるんで、カヤや柳などが生い茂り森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

番号５番の、七日市字野尻の農地は、七日市の妹尾館集落から林道に入り１．５ｋｍほど進んだ場所にある農地でした。申請地は広葉樹が密集して森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

番号６番の、脇神字泉屋敷の農地は、鷹巣高校グラウンド跡地から堤防沿いに１５０ｍほどの場所にある自動車のすれ違いスペースに隣接してありました。申請地は周囲の杉林と一体となって境界がわからないくらい森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長

櫻井 委員、ありがとうございました。

報告第２６号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に報告第２７号「農地所有適格法人の状況について」、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の簾内です。

議案書１８ページをお開きください。報告第２７号 農地所有適格法人の状況について

農地所有適格法人報告書の未提出法人についてご報告いたします。

農地法第６条の規定により、農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他政令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされております。これは農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合等についても同様となっております。また同法第６８条において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、３０万円以下の過料に処する、と

規定されております。

18ページの表に記載のとおり、現時点において令和4年1法人、令和5年3法人の報告書が未提出の状態となっております。このことに関しては、令和5年9月7日付で農林水産省から取り扱いにかかる実施要領が通知されており、このなかで未提出の法人に対する取り組み方法として、「報告書を提出しない法人のリストを作成する」「報告書を速やかに提出するよう書面で通知する。その際、過料に処される可能性がある旨を併せて記載する」「対応状況を取りまとめて農業委員会から農政局に報告する」「裁判所に対して過料事件として通知する」というふうに定められております。

今般、東北農政局から事業年度が令和4年1月から12月の報告が未提出である法人については、年明けの1月7日の提出期限をもって未提出である場合、過料事件の手続きに移ることとしている旨の連絡があったところです。現在当市におきましては、令和4年の報告書が未提出である〇〇〇〇が対象となっております。事務局ではこれまで同法人に対して実施要領に従い5回の提出依頼通知を行うとともに電話による連絡を試みたところですが、応答がなく折り返しの連絡もなされない状況が続いております。農政局への報告期限である1月7日まであと少しであり、事務局としても過料事件とならなくても済むように、引き続き働きかけますが、委員の皆様からも報告書を提出するよう働きかけができるようであればお願いしたいと考えております。以上が報告第27号についての説明となります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第27号について、事務局より説明いただきました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

5番

5番の佐藤です。

働きかけを行うにしてもどこの法人がよくわからないので詳しく教えてください。また、残りの3法人についても未提出のようですが、こちらにも督促しているのですか。

事務局

1点目の令和4年の事業年度の報告書が未提出の法人は代表者が市内在住の方で、本来であれば事業年度終了から3か月以内の提出が必要なのですが、再三の督促にもかかわらず提出がなされないため事務局としても困っている状態でした。この間の経過については県、農政局にも報告

しており、まずは提出に向けて引き続き働きかけを行って、それでも提出がなされないのであれば、先ほど説明いたしました法第68条による過料処分へ移行する予定です。具体的な目途としては1月7日までに報告書の提出がなされなければ過料処分の手続きへ移行するように、という指導がなされておりますので、当農業委員会としてもこのまま提出がなされなければ過料処分の手続きへ移行せざるを得ないという状況にあります。2点目の未提出法人への督促については、3か月ごとに文書による督促通知と電話連絡による働きかけを行っているところです。

19番

19番の佐藤です。

いろいろな面で個人情報保護の絡みなどがあると思うのですが、しっかりと情報を伝えてもらわないと我々も動きようがないし、今回のように役所からのお願い事はいろいろあるけれども、ともすれば個人情報保護を理由に必要な情報が伝えられないことが多いように感じます。その点を直してほしいと思います。

事務局

今回このような形でご報告しましたのは、本来提出されるべき報告書が期限までに提出されず、最終的に過料処分というペナルティが下される可能性があるかもしれない。実際過料処分の手続きに移行するにしても総会にお諮りすることになるのではないかと。その前に現在の状況について委員の皆様へ情報共有した方が良いでしょうという判断から報告させていただきましたものであります。今回提示させていただいた資料の作りとしては年度と法人名のための記載であったため、記載内容については今後必要に応じて工夫させていただきたいと思います。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書19ページをお開きください。

議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年12月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

以下、20ページの申請番号6番まで、合計14筆、面積13,894㎡で、いずれも所有権移転案件となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。申請番号1番から4番については議席番号5番 佐藤邦久 委員より、5番から6番については議席番号8番 堀部 聡 委員より説明願いたいと思います。それでは最初に議席番号5番 佐藤邦久 委員からお願いいたします。

5 番

5番の佐藤です。

申請番号の1番から4番で有償の申請を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の24ページから25ページになります。七日市字武田の申請地は、横渚集落の北側にある苗代の中の農地でした。衛星写真と現地の写真で確認したところ、適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号2番は資料の26ページから27ページになります。七日市字下桜ヶ岱の申請地は、国道沿いにある龍泉寺から集落に入って、西側の300mほどのところにある田で、整備された一団の中にありました。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号3番は資料の28ページから29ページになります。阿仁荒瀬字念佛沢出口の申請地は、荒瀬集落の中にある小さな畑と、集落の南側にある整備された一団の中にある田でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号4番は資料の30ページから31ページになります。脇神字平崎上岱の申請地は、鷹巣高校跡地から道路を挟んで向かいの区画にある農地でした。脇神字川戸沼内悪戸の農地は、縄文の湯から正面方向に400mほどの場所で整備された田の中にありました。衛星写真と

申請時の写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長 佐藤 委員、ありがとうございました。続いて議席番号 8 番 堀部 聡委員お願いいたします。

8 番 8 番の堀部です。申請番号の 5 番と 6 番の無償の申請 2 件を報告します。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号 5 番は資料の 3 2 ページから 3 3 ページになります。米内沢字鶴田中岱の申請地は、松栄集落の住宅裏の農地でした。過去に、譲受人の父親が、離農するにあたって譲渡人に農地を譲渡しましたが、譲渡人が高齢になり、秋田市に住んでいることから耕作はできず、元の持ち主であった譲受人に、無償で返還したいとのことでした。事務局で現地を確認した写真からは、申請地はだいぶ荒廃していますが、許可を受けた暁には本人が農地として耕作したいとのことで、営農計画書を添付した申請書を確認しました。荒廃した申請地ですが、耕作されるようになれば、周辺の農地の利用に支障はないものと見受けられました。

次に、申請番号 6 番は資料の 3 4 ページから 3 5 ページになります。前山字小館の申請地は、前山集落の南側にある国道 7 号線と前山川にかかる橋の近くで、国道より一段低いところにある畑でした。譲渡人は譲受人の妹です。譲渡人は農地を相続したものの、自分は県外に在み、維持管理は容易ではないため、地元にいる親族に農地を無償で譲り渡すものです。なお、譲受人の世帯主は田んぼは貸していますが、畑は耕作しているとのことでした。また申請地は、周囲の農地の利用に支障はないものと見受けられました。以上です。

議 長 堀部 委員、ありがとうございました。

議案第 4 8 号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第 4 8 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第４８号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第４９号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書３６ページをお開きください。

議案第４９号「農地法第５条の規定による許可申請について」

農地法第５条第１項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和６年１２月１６日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

（申請番号１番を朗読）

案件は以上の１件です。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号７番 長崎成人 委員からお願いいたします。

７ 番

７番の長崎です。

申請番号の１番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号１番は資料の３８ページから４２ページになります。鷹巣字本屋敷の申請地は、鷹巣小学校のグラウンドから南側約１００ｍにあり、空港バイパス道路となっている鷹巣川井堂川線から住宅地に入り、看板広告事業者前の丁字路を右折してすぐの場所にある農地でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、申請地の周辺は住宅として開発され、隣接する水路とは接続されていないものの申請地側にＬ型擁壁を設置して水路を保全する計画であり、土地改良区も合意済みとの事で、この住宅の建築によって、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。整地状況から大豆、そばなどを栽培していたものと思われます。以上で報告を終わります。

議 長

長崎 委員、ありがとうございました。

議案第４９号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第４９号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第４９号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第５０号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書４３ページをお開きください。
議案第５０号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」
農業経営基盤強化促進法 附則 第５条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和６年１２月１６日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
本案件は利用権設定案件です。
（申請番号１番を朗読）
以下、４５ページの申請番号４番まで、合計１５筆、面積２７,９１８㎡です。なお、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

議案第５０号について事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第５０号中、申請番号１番および２番を除いた２件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第50号中、申請番号1番および2番を除いた2件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第50号中、申請番号1番および2番の質疑に入りますが、この件については、議席番号11番 松岡英敏 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：11番 松岡英敏 委員)

議 長

会議を再開いたします。

それでは議案第50号中、申請番号1番および2番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第50号中、申請番号1番および2番について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：11番 松岡英敏 委員)

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明

を求めます。

事務局

議案書 46 ページをお開きください。

議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 6 年 12 月 16 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
本案件は所有権移転案件です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、申請番号 2 番まで、合計 2 筆、面積 12,254 ㎡です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第 51 号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 51 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 12 回定例総会を閉会します。